



国会の開会式

先日、天皇陛下が退位され、皇太子徳仁親王殿下が皇位を継承されました。

天皇陛下が外出されることを行幸と言いますが、天皇陛下は国会の開会式に御臨席されるために国会議事堂に行幸され、その際、陛下から両議院の議員におことばを賜るのが例となっております。

国会の開会式は、会期の始めに、衆議院議長が主宰して行います（国会法第8条、同第9条）。開会式の日時及び場所は、両議院の議長が協議してこれを定めることとなっております（衆議院規則第19条、参議院規則第21条）が、場所については、お席（天皇陛下の椅子）がある参議院議場において行います。

開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、衆議院の政治倫理審査会会長及び両議院の議員が参列します。また、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長に参列方の案内状を発し、参列するのを例としています。皇族殿下にも参列方の案内状を発しており、第1回国会において、高松宮宣仁親王殿下及び竹田宮恒徳王殿下が参列されたことがあります。

天皇陛下が開会式においでの際は、両議院の議長及び副議長は議事堂中央玄関の車寄せ内において、両議院の常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び衆議院の政治倫理審査会会長は議事堂中央広間において、両議院の議員は正門内広場において、それぞれお出迎えをします。お帰りの際は、お出迎えのときと同じ場所で、それぞれお見送りをします。

天皇陛下の御先導は、中央玄関車寄せから参議院議場までを衆議院議長が行い、お帰りの際の参議院議場から中央玄関車寄せまでを参議院議長が行うのを例としています。

開会式では、最初に、衆議院議長が両議院を代表して式辞を述べます。式辞の案文は、あらかじめ両議院の議院運営委員会理事会に諮られます。次に、天皇陛下から両議院の議員におことばを賜ります。おことばを賜った後、おことば書を衆議院議長がお受けし、開会式が終了いたします。

開会式は、国会召集後間もなく衆議院が解散されたため、開会式を行うに至らなかった5例を除き、昭和22年の第1回国会から毎国会行われておりますが、そのうち、開会式に天皇陛下の御名代として皇太子殿下が御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜った例が、過去に5例あります。昭和62年の第110回国会から昭和63年の第113回国会までの4回の開会式は皇太子明仁親王殿下が、平成15年の第156回国会開会式は皇太子徳仁親王殿下が、天皇陛下の御名代として御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜りました。皇太子殿下が御臨席される場合も式の進行や式場までの経路に変更はありませんが、唯一、議場のお席は、参議院議場皇族席の椅子と交換して使用されました。

みやざわ ゆきまさ
(宮澤 幸正・庶務部文書課)